

令和2年度事業計画書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

1 基本方針

当協会の基本理念に基づき、「火災等から県民の生命及び財産を守り、公共の福祉の増進に寄与する」ことを目的とし、消防行政機関及び関係団体との連携を保ちつつ、次の事項を重点に事業を実施する。

- ・各種講習、広報活動等を通じての火災予防・防火思想の普及啓発
- ・消防用設備等点検済表示制度の普及と消防用設備等の適切な保守点検の推進
- ・会員及び消防設備士、消防設備点検資格者等の知識・技術並びに資質の向上

2 上記の基本方針に添い、以下の事業を行なう。

(1) 実施等事業

① 防火・防災普及事業（実施事業1）

県民の防火防災意識の向上を図り、火災等からの被害軽減に資する普及啓発活動及び消防用設備等の整備・点検に関し、会員の業務の円滑化と資質の向上を図る研修会、消防設備士を志す者への受験対策等を実施、更に宮城県との防災協定に基づき、協会の持つ専門的な技術力による支援体制の充実化を図る。

- ア 会報の発行（年2回）及びホームページへの情報掲載
- イ 研修会、講習会の開催
- ウ 消防機関等との意見交換会の開催
- エ 消防設備士試験受験準備講習
- オ 緊急災害時等の支援
- カ 住宅用火災警報器普及支援

② 防火防災講習事業（実施事業2）

防火対象物関係者等を対象に防火管理の必要な知識と技術の習得、各種の資格を取得するための講習及び消防用設備等の適正な設置と維持管理を図る消防設備士等の有資格者への法定講習等を（一財）日本防火・防災協会、（一財）日本消防設備安全センター、並びに宮城県から受託し、協会の専任講師等により知識と技術の向上を図るため開催する。

- ア 甲種防火管理者新規講習（16回）
- イ 甲種防火管理者再講習（3回）
- ウ 防火・防災管理新規講習（2回）
- エ 消防設備士法定講習（12回）
- オ 消防設備点検資格者講習（2回）

- カ 消防設備点検資格者再講習（5回）
- キ 可搬消防ポンプ等整備資格者再講習（1回）

（2） その他事業

① 防火防災セイフティマーク及び消防関係図書等斡旋事業

防火対象物定期点検制度に基づくセイフティマーク等及び消防用設備関係図書等の斡旋を通じて、防火防災予防の普及啓発を図る。

② 消防用設備等点検済表示制度の推進

消防用設備等点検済表示登録会員の活動を充実させるとともに、消防関係行政機関及び防火対象物の関係者等の理解を得ながら本制度の普及拡大を図り、消防用設備・機器等の設置及び維持管理の適正化に努める。

（3） 法人関係事業

① 会議開催に関する事項

ア 総会

イ 理事会

ウ その他会議、行事等

② 消防設備関係功労者表彰

③ 会員への情報提供等

④ その他